平成28年度静岡県公害防止管理者研修会
「騒音・振動規制法に基づく届出」について

浜松市環境部環境保全課
大気・騒音対策ｸﾞﾙｰﾌﾟ

環境保全課の主な業務

（大気・騒音対策グループ）

・大気汚染、騒音、振動、悪臭に係る事務
（届出、立入検査、公害苦情処理等）
・大気汚染物質の監視（光化学オキシダント、PM2.5等）
・特定化学物質の排出等の管理に関する事務　ほか

（水質保全グループ）

・水質汚濁、土壌汚染に係る事務
・土壌汚染、地下水汚染に関すること
・浜名湖、佐鳴湖の水質浄化のための事業場等への
指導、市民への啓発　ほか

（総合調整グループ）

・予算、決算に関する事務
・音・かおり・光環境創造条例の啓発に関する事務
・地下水保全対策事務　ほか

Ⅰ．騒音について

1　騒音規制に関係する主な法令と条例

［法令］

環境基本法
- 環境基準
  - 一般地域、自動車(道路に面する地域)、新幹線、航空機
- 騒音規制法・・・事業活動に対する騒音規制
  - ・事業場・・・・・騒音が著しいとして指定された機械等（特定施設）を使用する事業場に対して規制基準を定め規制する
  - ・建設作業・・・著しい騒音を発生する建設作業として指定された作業(特定建設作業）に対して規制基準を定め規制する
  - ・自動車・・・・・環境大臣が自動車騒音の許容限度を定め規制するとともに、市町村長は、道路周辺において定められた騒音の要請限度を超えていた場合は、道路交通法の規定による措置(4条：交通規制、22条：最高速度制限 等)を都道府県公安委員会に要請する

［県条例］

静岡県生活環境の保全等に関する条例

- ・事業場・・・・・・・・・・・騒音規制法で規制する機械等の範囲を広げて規制する
- ・特定作業・・・・・・・・・事業場で行われる著しい騒音を発生するとして指定された作業（特定作業）に対して規制基準を定め規制する
- ・建設作業・・・・・・・・・著しい騒音を発生する建設作業として指定された作業(特定建設作業）に対して規制基準を定め規制する
- ・深夜営業・・・・・・・・・飲食店、ボーリング場を対象に深夜(23:00～翌6:00)の騒音に対して規制基準により規制する
- ・拡声機・・・・・・・・・・・主として商業宣伝のための拡声器の使用について、使用できる時間等を定め規制する
- ・深夜の静穏保持・・・何人も深夜においてみだりに静穏を害する行為を禁止する

環境基本法第16条第1項に基づく環境基準

- 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号、平成24年浜松市告示第214号）

地域類型	該当地域	昼間 （6～22時）	夜間 （22～6時）
A	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・浜北区の一部	55デシベル以下	45デシベル以下
B	・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・市街化調整区域 ・旧春野、旧佐久間、旧水窪、旧龍　山地域自治区の一部	55デシベル以下	45デシベル以下
C	・近隣商業地域　・商業地域 ・準工業地域　・工業地域 ・特別工業地区	60デシベル以下	50デシベル以下

- 航空機騒音に係る環境基準について　（平成19年12月17日環境省告示第114号）
- 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について　（昭和50年環境庁告示第46号）

2　騒音規制法に基づく指定地域と規制基準

①騒音規制法に基づく指定

市長（町村の区域については都道府県知事）は、住居が集合している地域など、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を規制する地域として指定しなければならない。***騒第3条***

（1）騒音規制法に基づく地域の指定（浜松市）　（平成17年浜松市告示第334号）

騒音に係る区域の区分	都市計画法による用途地域等
第1種区域	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・浜北区の区域の一部
第2種区域	・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域（特別工業地区を除く） ・第2種住居地域（特別工業地区を除く） ・準住居地域 **・都市計画区域内の用途地域の定めのない地域**（浜松飛行場を除く） ・旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の区域のうち、別図により実線で表示した区域
第3種区域	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・特別工業地区
第4種区域	・工業地域　（工業専用地域→条例適用）

（2）指定から除外される地域

・工業専用地域
・臨港地区の分区
・飛行場
・都市計画区域外
（天竜区・北区の一部）
・表示した区域以外　　等

県条例では、第2種区域を第1種・第3種・第4種以外の区域としているため、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地以外の全ての地域が規制される。

法に基づく指定地域内 → 法又は県条例の届出

法に基づく指定地域外（条例）
（注：工業専用地域・工業港区を含む。飛行場は除く） → 県条例の届出

②特定工場の規制基準

ア　騒音規制法の規制基準

イ　県条例の騒音に係る規制基準

- 区域の区分ごとの基準値は騒音規制法に基づく基準値に準ずる
- 工業専用地域、工業港区は4種区域に含む
- 2種区域は、1、3、4種区域以外の全ての地域（飛行場を除く）

- **騒音規制基準**　（平成9年静岡県告示第334号の5号、平成17年浜松市告示第334号）

区域の区分	昼間 8:00～18:00	朝・夕 6:00～ 8:00 18:00～22:00	夜間 22:00～翌6:00
第1種区域	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	40ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
第2種区域	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
第3種区域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
第4種区域	70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ

（備考）

・第2～4種区域に所在する病院等、学校、保育所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型こども園の敷地から、おおむね50m以内の区域における規制基準は上欄から5デシベルを減じた値とする

・第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合、当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30メートル以内の区域における基準値は上欄から5デシベルを減じた値とする

3　法・条例に基づく届出

(1-1)特定施設一覧

特定施設		騒音規制法 規模・能力	静岡県生活環境保全条例 規模・能力
1　金属加工機械	・圧延機械	(ｲ) 合計22.5kw以上	(1)　すべてのもの
	・製管機械	(ﾛ) すべてのもの	(2)　〃
	・ﾍﾞﾝﾃﾞｨﾝｸﾞﾏｼﾝ	(ﾊ) ロール式で3.75kw以上	(3) 左に同じ
	・液圧プレス	(ﾆ) 矯正プレスを除く	(4) 左に同じ
	・機械プレス	(ﾎ) 加圧能力294ｷﾛﾆｭｰﾄﾝ以上	(5) 加圧能力49ｷﾛﾆｭｰﾄﾝ以上
	・せん断機	(ﾍ) 3.75kw以上	(6) 左に同じ
	・鍛造機	(ﾄ) すべてのもの	(7)　〃
	・ﾜｲﾔｰﾌｫｰﾐﾝｸﾞﾏｼﾝ	(ﾁ)　〃	(8)　〃
	・ブラスト	(ﾘ) ﾀﾝﾌﾞﾗｽﾄ以外であって密閉式のものを除く	(9)　左に同じ
	・タンブラー	(ﾇ) すべてのもの	(10)左に同じ
	・旋盤	・　適用無し	(11)すべてのもの
	・ボール盤	・　〃	(12)　〃
	・平削り盤	・　〃	(13)　〃
	・型削り盤	・　〃	(14)　〃
	・切断機	(ﾙ)　砥石を用いるものに限る	(15)　〃
	・研摩機	・　適用無し	(16)　〃（工具用研摩機を除く）
2　空気圧縮機及び送風機	・空気圧縮機	・　7.5kW以上	・　3.75kw以上
	・送風機	・　〃	・　〃

3　法・条例に基づく届出

(1-1)特定施設一覧

特定施設		騒音規制法 規模・能力	静岡県生活環境保全条例 規模・能力
3　土石用又は 鉱物用機械	・破砕機 ・摩砕機 ・ふるい ・分級機	・　7.5kW以上 ・　〃 ・　〃 ・　〃	・　左に同じ ・　〃 ・　〃 ・　〃
4　繊維機械	・織機 ・紡績機械 ・撚糸機 ・製紐機	・　原動機を用いるものに限る ・　適用無し ・　〃 ・　〃	(1)　左に同じ (2)　すべてのもの (3)　〃 (4)　〃
5　建設用資材 製造機械	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ ・ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄ	(ｲ)　気泡ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄを除き、混練容量が0.45㎥以上 (ﾛ)　混練重量が200kg以上	(1)　すべてのもの (2)　〃
6　穀物用製粉機		・　ロール式のものであって、7.5kw以上	・　ロール式のものであって、3.75kw以上

3　法・条例に基づく届出

(1-1)特定施設一覧

特定施設		騒音規制法 規模・能力	静岡県生活環境保全条例 規模・能力
7　木材加工機械	・ﾄﾞﾗﾑﾊﾞｰｶｰ ・チッパー ・砕木機 ・帯のこ盤 ・丸のこ盤 ・かんな盤	(ｲ)　すべてのもの (ﾛ)　2.25kw以上 (ﾊ)　すべてのもの (ﾆ)　製材用で15kw以上、 木工用で2.25kw以上 (ﾎ)　〃 (ﾍ)　2.25kw以上	(1)　すべてのもの (2)　〃 (3)　〃 (4)　〃 (5)　〃 (6)　〃
8　紙加工機械	・抄紙機 ・ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰﾘﾜｲﾝﾀﾞｰ ・ｺﾙｹﾞｰﾄﾏｼﾝ ・紙ひもより機	・　すべてのもの ・　適用無し ・　〃 ・　〃	(1)　すべてのもの (2)　〃 (3)　〃 (4)　〃
9　印刷機械		・　原動機を用いるものに限る	・　左に同じ
10　合成樹脂用射出成形機		・　すべてのもの	・　左に同じ
11　鋳型造型機		・　ｼﾞｮﾙﾄ式のものに限る	・　左に同じ
12　クーリングタワー		・　適用無し	・　0.75kw以上
13　集じん施設		・　適用無し	・　すべてのもの
14　冷凍機（圧縮機に限る）		・　適用無し	・　3.75kw以上（空調用を含む）

３　法・条例に基づく届出

(1-2)特定施設の届出

届出の種類	法	条例	届出の期日
１　特定施設設置届 新たに特定施設を設置しようとする場合	第6条	第53条	特定施設工事着手の30日以前
２　特定施設使用届 特定施設を従来から設置してある場合	第7条	第54条	法・条例適用の日から30日以内
３　特定施設の種類ごとの数変更届・騒音防止の方法変更届 以前に届出をした特定施設について、種類ごとの数が倍を超える場合、騒音の防止方法を変更する場合	第8条	第57条	変更に係る工事着手の30日以前
４　氏名等の変更届 届出者の住所、氏名（名称、代表者）及び工場・事業場の名称、所在地を変更した場合	第10条	第57条	変更のあった日から30日以内
５　特定施設使用全廃届 特定施設のすべての使用を廃止した場合	第10条	第57条	廃止のあった日から30日以内
６　承継届 特定施設のすべてを譲り受け又は借り受けた場合、相続又は合併があった場合	第11条	第57条	承継のあった日から30日以内

Ⅱ．振動について

1　振動規制に関係する主な法令と条例

［法令］

環境基本法 ── 振動規制法・・・・・事業活動に対する振動規制

・事業場・・・・・・・・・振動が著しいとして指定された機械等（特定施設）を使用する事業場に対して規制基準を定め規制する

・建設作業・・・・・・・著しい振動を発生する建設作業として指定された作業(特定建設作業）に対して規制基準を定め規制する

・道路交通振動・・・市町村長は、道路周辺において定められた振動の要請限度を超えていた場合は、道路交通法の規定による措置を都道府県公安委員会に要請する

［県条例］

静岡県生活環境の保全等に関する条例

・事業場・・・・・・・・・・・振動規制法で規制する規制地域等の範囲を広げて規制する

・建設作業・・・・・・・・・著しい振動を発生する建設作業として指定された作業(特定建設作業）に対して規制基準を定め規制する

２　振動規制法に基づく指定地域と規制基準

①振動規制法に基づく指定

- 市長（町村の区域については都道府県知事）は、住居が集合している地域など、住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。***振第3条***
- 平成17年浜松市告示第335号で指定されている。

②振動規制法に基づく地域の指定と規制基準　（平成17年浜松市告示第335号）

振動に係る区域の区分	該当区域	規制基準	
		昼間8:00～20:00	夜間20:00～翌8:00
第1種区域の1	騒音規制法に基づく第1種区域	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
第1種区域の2	騒音規制法に基づく第2種区域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
第2種区域の1	騒音規制法に基づく第3種区域	70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
第2種区域の2	騒音規制法に基づく第4種区域	70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ

（備考）

・病院等、学校、保育所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型こども園の敷地から、おおむね50m以内の区域における規制基準は上欄から5デシベルを減じた値とする

※用途地域等がどこに含まれるかはスライド6参照

３　法・条例に基づく届出

(1-1)特定施設一覧

特定施設		振動規制法 規模・能力	静岡県生活環境保全条例 規模・能力
1 金属加工機械	・液圧プレス ・機械プレス ・せん断機 ・鍛造機 ・ﾜｲﾔｰﾌｫｰﾐﾝｸﾞﾏｼﾝ	(ｲ) 矯正プレスを除く (ﾛ) すべてのもの (ﾊ) 1kW以上 (ﾆ) すべてのもの (ﾎ) 37.5kW以上	(1) 左に同じ (2) 〃 (3) 〃 (4) 〃 (5) 〃
2 圧縮機		・ 7.5kW以上(冷凍機を除く)	(1) 7.5kW以上(冷凍機を含む)
3 土石用又は 鉱物用機械	・破砕機 ・摩砕機 ・ふるい ・分級機	・ 7.5kW以上 ・ 〃 ・ 〃 ・ 〃	・ 左に同じ ・ 〃 ・ 〃 ・ 〃
4 織機		・ 原動機を用いるものに限る	・ 左に同じ

3　法・条例に基づく届出

(1-1)特定施設一覧

特定施設		振動規制法 規模・能力	静岡県生活環境保全条例 規模・能力
5 建設用資材製造機械	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ ・ｺﾝｸﾘｰﾄ管製造機械 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ柱製造機械	・　合計2.95kW以上 ・　合計10kW以上 ・　〃	(1)　左に同じ (2)　〃 (3)　〃
6 木材加工機械	・ﾄﾞﾗﾑﾊﾞｰｶｰ ・ﾁｯﾊﾟｰ	(イ)　すべてのもの (ロ)　2.2kW以上	(1)　左に同じ (2)　〃
7 印刷機械		・　2.2kW以上	・　左に同じ
8 ｺﾞﾑ練用又は合成樹脂練用のﾛｰﾙ機	・ｺﾞﾑ練用のﾛｰﾙ機 ・合成樹脂練用のﾛｰﾙ機	・　カレンダーロール機以外で30kW以上 ・　〃	・　左に同じ ・　〃
9 合成樹脂用射出成形機		・　すべてのもの	・　左に同じ
10 鋳型造型機		・　ジョルト式のものに限る	・　左に同じ

３　法・条例に基づく届出

(1-2)特定施設の届出

届出の種類	法	条例	届出の期日
１　特定施設設置届 新たに特定施設を設置しようとする場合	第6条	第80条	特定施設工事着手の30日以前
２　特定施設使用届 特定施設を従来から設置してある場合	第7条	第81条	法・条例適用の日から30日以内
３　特定施設の種類及び**能力ごと**の数（**使用の方法**）変更届・振動防止の方法変更届 以前に届出をした特定施設について、種類及び**能力ごとの数**、振動の防止方法、**使用方法**などを変更する場合	第8条	第82条	変更に係る工事着手の30日以前
４　氏名等の変更届 届出者の住所、氏名（名称、代表者）及び工場・事業場の名称、所在地を変更した場合	第10条	第84条	変更のあった日から30日以内
５　特定施設使用全廃届 特定施設のすべての使用を廃止した場合	第10条	第84条	廃止のあった日から30日以内
６　承継届 特定施設のすべてを譲り受け又は借り受けた場合、相続又は合併があった場合	第11条	第84条	承継のあった日から30日以内

Ⅲ．届出について

届出について
①特定施設の設置届

工場又は事業場に特定設置を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を届け出なければならない。

(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)工場又は事業場の名称及び所在地

(3)特定施設の種類ごと（種類及び能力ごと）の数

(4)騒音（振動）の防止の方法

(5)（特定施設の使用の方法）←振動関係のみ

(6)その他規則で定める事項

届出書の記入例
①設置届

（例）特定工場でない工場に以下の施設を設置する場合

冷凍機（圧縮機） 4.5kW × 1台（騒音のみ）
冷凍機（圧縮機） 8.5kW × 1台（騒音・振動）
クーリングタワー 1.0kW × 1台（騒音のみ）

県条例（騒音）	冷　凍　機	4.5kW	1台
	冷　凍　機	8.5kW	1台
	クーリングタワー	1.0kW	1台
県条例（振動）	圧　縮　機	8.5kW	1台

届出書の記入例
①設置届
表紙部分

騒音に係る特定施設設置（使用）届出書

年　月　日

（あて先）
浜松市長 鈴 木 康 友

住　所
届　出　者　　印
氏　名
（法人にあってはその名称及び代表者）

（騒音規制法第６条第１項（第７条第１項）
静岡県生活環境の保全等に関する条例第５３条第１項（第５４条第１項））の規定により、
騒音に係る特定施設について、次のとおり届け出ます。

フリガナ 工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	
工場又は事業場の事業内容		※施設番号	
常時使用する従業員数		※審査結果	
△ 騒音防止の方法	別紙のとおり。	※ 備考	

騒音に係る特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻（時・分）	使用終了時刻（時・分）

※事業場コード

備考　1　※印の欄には、記入しないこと。
2　騒音に係る特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第１、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第８に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ、(1)、(2)、(3)等の細分があるときは、その記号並びに名称を記載すること。
3　騒音防止の方法の欄の記載については、音源室内の防音装置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
4　当該施設の配置図並びに当該施設を設置する工場又は事業場及びその付近の見取図を添付すること。
5　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

提出年月日

会社名
届出者名
（代表者名）

代表者名印
（丸印）

工場事業場名称

工場事業場住所

事業内容

従業員数

特定施設について
・特定施設の種類
・型式
・能力
・数
・使用時間

届出について
③特定施設の数等の変更届

特定施設の設置の届出をした者は、その届出に係る以下の事項の変更をしようとするときは。当該事項の変更に係る工事着手の30日前までに届け出なければならない。

・特定施設の種類ごと（種類及び能力ごと）の数
・騒音（振動）の防止の方法
・特定施設の使用の方法 ← 振動関係のみ

注意！：騒音・振動が増大するような変更内容の場合に提出しなければならない。

届出書の記入例
③数等の変更届

（例）特定工場（既設冷凍機 9.0kW×1台）に以下の施設を増設する場合

冷凍機（圧縮機） 4.5kW × 1台（騒音のみ）
冷凍機（圧縮機） 8.5kW × 1台（騒音・振動）
クーリングタワー 1.0kW × 1台（騒音のみ）

県条例（騒音）	冷凍機	4.5kW	0→1台
	冷凍機	8.5kW	0→1台
	冷凍機	9.0kW	1→1台
	クーリングタワー	1.0kW	0→1台
県条例（振動）	圧縮機	8.5kW	0→1台
	圧縮機	9.0kW	1→1台

騒音の場合、２倍を超える台数に増える場合のみ届出が必要
（冷凍機1台→4台）

または、以前は無かった新しい種類の施設を設置する場合に届出が必要
（クーリングタワー 0台→1台）

届出について
④氏名等の変更届

特定施設の設置の届出をした者は、その届出に係る以下の事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（例：社長交代、社名変更）

(2)工場又は事業場の名称及び所在地(例：工場名変更)

（例）代表者氏名変更、名称（工場名）変更

代表者氏名

代表取締役社長×××××　→　代表取締役社長□□□□

名称

×××株式会社市役所工場　→　×××株式会社鴨江工場

届出書の記入例
④氏名等の変更届

氏名等変更届出書

年　月　日

（あて先）
浜松市長　鈴　木　康　友

住　所
届　出　者
氏　名
（法人にあってはその名称及び代表者氏名）　印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、

大気汚染防止法 第11条
（第17条の13第2項、第18条の13第2項において準用する場合を含む。）
ダイオキシン類対策特別措置法 第18条
騒音規制法 第10条
振動規制法 第10条
水質汚濁防止法 第10条
静岡県生活環境の保全等に関する条例 第18条〔ばい煙〕
（第30条〔粉じん〕、第41条〔水質〕、第57条〔騒音〕、第67条〔特定作業〕、
第84条〔振動〕及び第96条〔悪臭〕において準用する場合を含む。）
の規定により、

次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	
変更の内容	変更前		※受付番号	大気法
				大気条
				ダイオキシン
	変更後			騒音
				振動
				水質法
				水質条
変更年月日		年　月　日		悪臭
			※施設番号	
変更の理由			※備考	
			※事業場コード	

備考　1　※印の欄には、記載しないこと。
　　2　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

提出年月日

会社名
届出者名
（代表者名）

代表者名印
（丸印）

工場事業場名称

工場事業場住所

変更前・変更後
代表者
代表者住所
所在地

変更があった年月日

変更の理由

届出について
⑤廃止届

特定施設の設置の届出をした者は、その届出に係る特定工場等に設置する特定施設の全てを廃止したときは、その日から30日以内に届け出なければならない。

注意点！

・廃止届は全ての特定施設を廃止したときのみ提出する

・「設置施設の内数台を廃止する」、「複数の種類の施設を設置していて、その内1種類をすべて廃止する」などの場合は、廃止届に該当しない

・設置届で特定事業場になり、廃止届で特定事業場でなくなる

届出について
⑥承継届

特定施設の設置の届出をした者の地位を承継した者は、
承継があった日から30日以内に届け出なければならない。

①特定施設の設置の届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。（例：工場の売買等）

②特定施設の設置の届出をした者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
（例：法人の合併等）

例　　特定工場を有している法人が合併により新法人となった場合

〇〇〇株式会社　→　×××株式会社
（被承継者）

<u>有限会社から株式会社への変更</u>

有限会社〇〇〇　→　株式会社〇〇〇
（被承継者）

届出書の記入例
⑥承継届

※承継に伴って会社の名称が
変わった場合、
氏名等の変更届を別に提出
する必要は無い

承　継　届　出　書

年　　月　　日

（あて先）
浜松市長　鈴　木　康　友

住　所
届　出　者
氏　名
（法人にあってはその名称及び代表者氏名）

印

（ばい煙、一般粉じん、特定粉じん）発生施設
揮発性有機化合物排出施設
（ダイオキシン類、水質、騒音、振動、悪臭）に係る特定施設
（特定作業、特定工場）

に係る届出者の地位を承継したので、

（大気汚染防止法 第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項において準用する場合を含む。）
ダイキシン類対策特別措置法 第19条
騒音規制法 第11条第3項
振動規制法 第11条第3項
水質汚濁防止法 第11条第3項
静岡県生活環境の保全等に関する条例 第19条第3項〔ばい煙〕
（第30条〔粉じん〕、第41条〔水質〕、第57条〔騒音〕、第67条〔特定作業〕、
第84条〔振動〕及び第96条〔悪臭〕において準用する場合を含む。）
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第6条の2第2項）

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日		
施設の種類（特定作業の種類）		※受付番号	大気法	
			大気条	
			ダイオキシン	
施設の設置場所（特定作業の場所）			騒音	
			振動	
			水質法	
承継の年月日	年　月　日		水質条	
			悪臭	
			公害防止組織	
被承継者	氏名又は名称	※施設番号		
	住所	※備考		
承継の原因		※事業場コード		

備考　※印の欄には、記載しないこと。

提出年月日

会社名
届出者名
（代表者名）

代表者名印
（丸印）

工場事業場名称

工場事業場住所

特定施設の種類・台数

特定施設の設置場所

承継した年月日

被承継者の名称・住所
（以前の名義）

変更の理由

届出における注意点まとめ

・特定施設を新しく設置する場合 ※

→ その事業場にて、初めて届出を行う場合は設置届

既に何らかの特定施設があるなら、数等の変更届

・特定施設を更新する場合 ※

→ 台数・能力が全く同じなら、届出は不要

台数が1台でも増える、能力が違うものに変わる等なら、振動の数等の変更届に該当する（台数が2倍を超える場合、騒音の数等の変更届が必要）

・特定施設使用届について

→ 使用届は、法・条例の改正により、新しい種類の施設が特定施設に該当するようになった場合等に提出するもの。以前から設置していたが届出を忘れていた場合は、設置届

・添付書類について

→ 氏名変更届・廃止届・承継届は添付書類は不要

設置届・使用届・数等の変更届は、様式にある別紙及び参考事項、施設の配置図、事業場の位置を示した地図を添付

・届出は各2部提出し、環境保全課での審査後に、1部を控として返却する

（切手を貼った返信用封筒があれば郵送で返却することもできる）

・印鑑は代表者印 （丸印）　届出者が以前の提出と違っていると受理することはできない

※既に条例該当施設が存在するが、新しく法律該当施設を設置する場合は設置届（法に基づく指定地域内の場合）

Ⅳ．その他

届出状況について

騒音規制法等に基づく特定施設の届出状況　（平成28年3月末時点）

番号	施設の種類	騒音規制法	県条例
1	金属加工機械（機械プレス等）	5,169	14,823
2	空気圧縮機及び送風機	6,125	1,765
3	土石用又は鉱物用機械（破砕機、摩砕機等）	114	35
4	繊維機械（織機、撚糸機等）	16,201	3,311
5	建設用資材製造機械（コンクリートプラント等）	30	7
6	穀物用製粉機（ロール式のもの）	1	1
7	木材加工機械（チッパー、帯のこ、丸のこ等）	1,101	2,645
8	紙加工機械（抄紙機等）	0	1
9	印刷機械	716	18
10	合成樹脂用射出成形機	1,177	190
11	鍛型造型機（ジョルト式のもの）	80	0
12	クーリングタワー	―	440
13	集じん施設	―	861
14	冷凍機	―	7,659
施設合計		30,714	31,756
届出工場・事業場数合計		5,292	8,976

届出状況について

振動規制法等に基づく特定施設の届出状況　（平成28年3月末時点）

番号	施設の種類	振動規制法	県条例
1	金属加工機械（機械プレス等）	6,850	694
2	圧縮機	2,564	915
3	土石用又は鉱物用機械（破砕機、摩砕機等）	128	44
4	織機	16,021	152
5	建設用資材製造機械 （コンクリートブロックマシン等）	13	0
6	木材加工機械（ドラムバーカー等）	41	9
7	印刷機械	288	11
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	42	3
9	合成樹脂用射出成形機	1,453	146
10	鍛型造型機（ジョルト式のもの）	62	0
施設合計		27,462	1,974
届出工場・事業場数合計		4,252	388

立入検査について

浜松市では工場・事業場における事業活動に伴う騒音・振動について、特定施設の届出、立入検査等の必要な規制を行うことにより生活環境を保全し、市民の健康の保護に資することを目的とし、立入検査を実施している。

立入検査対象事業場 → **昨年度に特定施設設置届出のあった全ての事業場**

検査内容

①特定施設届出内容
②特定施設の使用及び管理状況
③騒音・振動の実測
④防止施設の管理状況
⑤公害防止管理者等の選任状況
⑥規制基準の遵守状況及び規制に関する説明

その他の届出

特定作業実施届出書

(1)静岡県生活環境の保全等に関する条例

1.厚さ0.5mm以上の材料を用いて行う板金又は製缶の作業
2.鉄骨又は橋梁の組立ての作業
3.鋼製船舶の建造又は修理の作業

(2)特定作業の届出

特定作業の種類		届出の期日
ア	特定作業実施届出書	作業開始の30日前
イ	騒音防止の方法変更届出書	変更に係る工事開始日の30日前
ウ	氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	変更の日から30日以内
エ	承継届出書	承継があった日から30日以内
オ	特定作業廃止届出書	廃止した日から30日以内

(3)　特定作業の規制基準

特定工場等の基準に準ずる

その他の届出

特定建設作業実施届出書

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、事前に特定建設作業実施届出書を届出る必要がある。

(1) 届　出　者　　特定建設作業を伴う建設工事を施工する者
（元請業者）

(2) 提 出 書 類　　特定建設作業実施届出書
（添付書類）・別紙≪特定建設作業の種類≫
・特定建設作業の場所の付近見取図
（周辺住宅等の配置がわかるもの）
・建設工事全体の工程表
（特定建設作業の工程を明示）

(3) 提 出 部 数　　各2部

(4) 届 出 期 日　　特定建設の作業の開始日の7日前までに届け出る必要がある。
なお届出日と作業開始日はその日数に含まれない。

特定建設作業は一時的なものとはいえ、周辺住民に与える影響が大きいので、実施に当たっては、事前に作業期間・時間・方法等を住民に知らせ、協力を得ることが必要です。

騒音や振動の届出等について、何か分からないことがあれば、下記の連絡先までお願いします。

問い合わせ先

■特定施設を設置する工場・事業場が立地する市町の環境担当課

■浜松市内の工場・事業場に関すること

浜松市役所環境部環境保全課

電話　：053-453-6170

FAX　：053-454-0514

E-mail：kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

住所　：浜松市中区鴨江三丁目1-10

終わり

ご清聴ありがとうございました